

行田市災害廃棄物処理計画

概 要 版

平成 30 年 3 月

行 田 市

目 次

1 基本的事項	1
1-1 計画策定の目的及び必要性	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 計画対象地域	2
1-4 対象とする災害	2
1-5 対象廃棄物	5
(1) 災害廃棄物の種類	5
(2) 災害廃棄物の特徴	5
1-6 災害廃棄物処理の基本方針	6
(1) 予防対策の推進	6
(2) 応急対策の推進	6
(3) 計画的な処理の推進	6
(4) 環境保全及びリサイクルに配慮した処理の推進	6
(5) 安全作業の確保	6
1-7 災害廃棄物等処理の基本的な流れ	7
(1) 災害廃棄物（し尿を除く。）の処理に係る基本フロー	7
(2) 災害発生時のし尿などの処理に係る基本フロー	8
2 組織体制	9
3 災害廃棄物処理	10
3-1 発生量の推計	10
3-2 処理フロー	10
3-3 仮置場	11
(1) 仮置場必要面積の算出	11
(2) 仮置場の運営	11
(3) 仮置場で受け入れる災害廃棄物及び仮置場の配置例	12
3-4 有害物及び危険物への対策	13
3-5 災害がれき類以外	13
(1) 仮設トイレ及びし尿の収集	13
(2) 避難所ごみ	14
(3) 家庭ごみ	16
3-6 貴重品・思い出の品など	16
(1) 基本的事項	16
(2) 回収、保管、管理及び閲覧時の留意点	16
4 市民などへの情報伝達・発信及び広報・啓発	17
4-1 情報伝達・発信など	17
4-2 啓発活動	18

1 基本的事項

1-1 計画策定の目的及び必要性

「行田市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）は、「行田市地域防災計画」（以下「市防災計画」という。）と整合を図りながら、被災する場合に想定される行動、対応などを示すとともに、行田市（以下「本市」という。）における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施できるよう、策定するものである。

1-2 計画の位置付け

本計画は、阪神・淡路大震災による教訓だけでなく、東日本大震災をはじめ他の大規模災害で得られた教訓・知見をもとに策定された「災害廃棄物対策指針」に基づき、「埼玉県災害廃棄物処理指針」（以下「県指針」という。）、市防災計画、「行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」などの関連計画と整合を図りつつ策定するものである。また、社会情勢の変化や災害廃棄物対策に関する新たな知見が得られた場合には、必要に応じて見直すものとする。

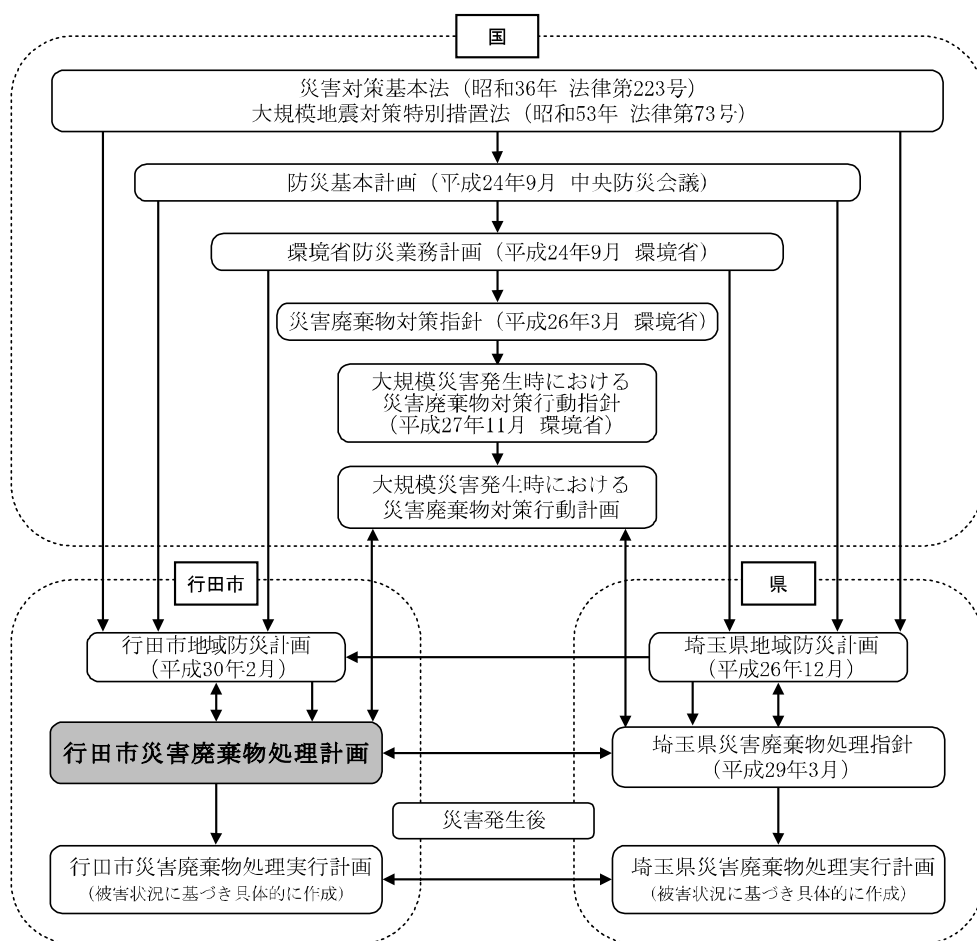


図 1-2-1 計画の位置付け

1-3 計画対象地域

本計画の対象地域は本市全域とする。

1-4 対象とする災害

本計画で対象とする災害のうち、地震については、市防災計画でも想定され、県指針で示された地震被害で最も大きな被害が想定されている関東平野北西縁断層帯地震とする。また、風水害については、県指針で示された風水害被害で被害想定がほぼ同規模である利根川氾濫と荒川氾濫の2つを対象とする。

表 1-4-1 及び図 1-4-2 に想定地震の概要を、図 1-4-3 に利根川ハザードマップ、図 1-4-4 に荒川ハザードマップを示す。

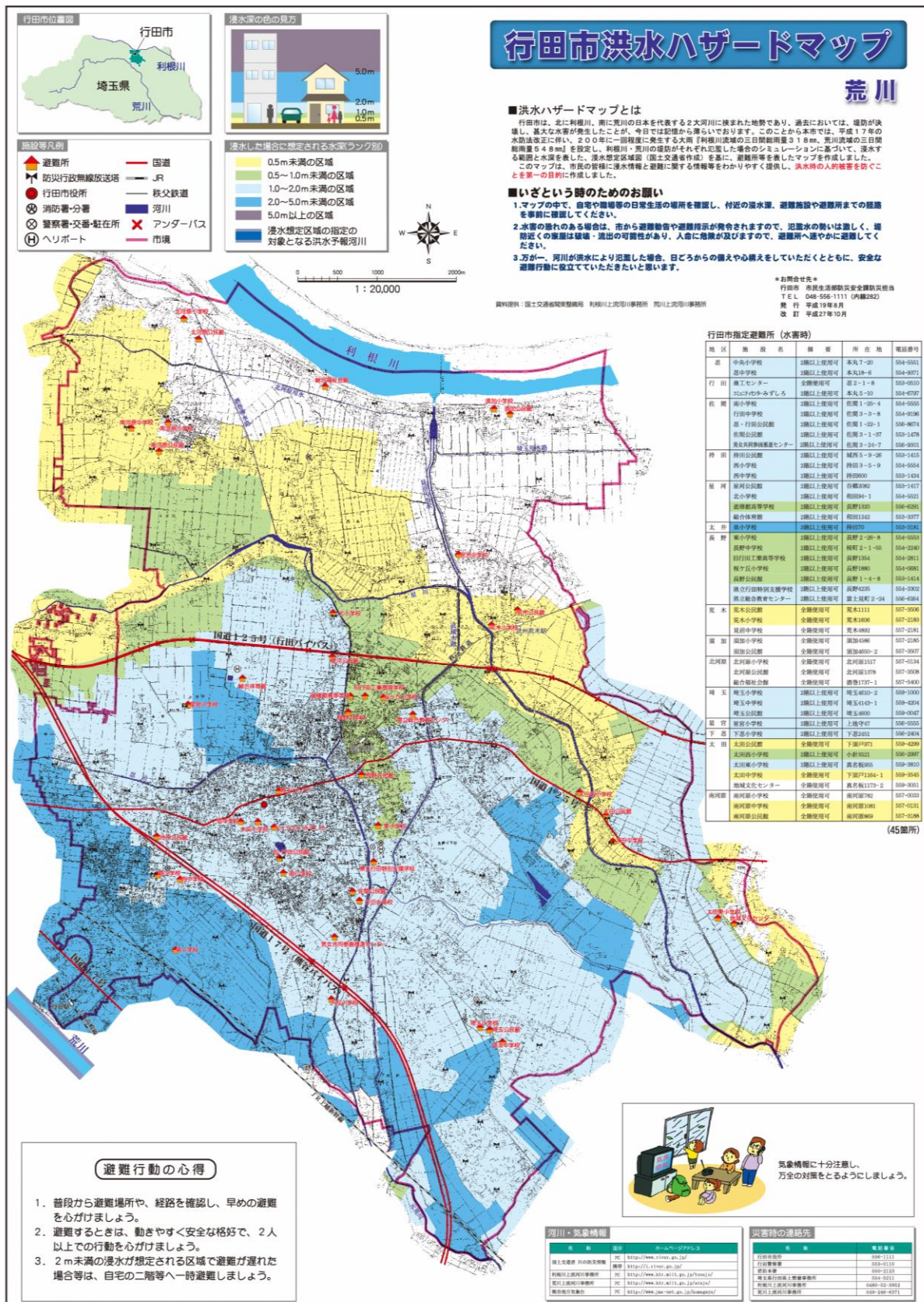
表 1-4-1 想定地震

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月 埼玉県）



図 1-4-2 想定地震の断層位置図



1-5 対象廃棄物

(1) 災害廃棄物の種類

本計画で対象とする災害廃棄物を表 1-5-2 に示す。

表 1-5-2 対象とする災害廃棄物

発生区分	廃棄物の種類	
被災家屋から発生する廃棄物	①可燃物	可燃物、可燃性大型ごみ、畳、木くず
	②不燃物	不燃物、不燃性大型ごみ、金属くず、コンクリートがらなど
	③混合廃棄物	
	④その他の廃棄物	廃家電・廃自動車など、有害物、爆発物、危険物など
	⑤土砂など	廃棄物混入土砂、洪水堆積物
被災者・避難者の生活に伴い発生する廃棄物	し尿	
	避難所ごみ	
	家庭ごみ	

出典：災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月 環境省）を参考に作成

(2) 災害廃棄物の特徴

地震災害と風水害により発生する災害廃棄物の特徴などを表 1-5-3 に示す。

災害の種類により、災害廃棄物の発生個所、特徴及び組成は大きく異なる。

災害発生時には、被災状況を迅速に把握し、災害廃棄物処理の体制を整えるものとする。

表 1-5-3 地震災害と風水害により発生する災害廃棄物の特徴など

	地震被害	風水害
発生箇所	地盤や土地利用などの状況によって変化（耐震性の低い建物や液状化しやすい土地の建物が被災）	河川決壊は低地部に被害が集中
特徴	・突発的かつ大量に発生 ・家財などと倒壊家屋解体廃棄物に分別 ・倒壊家屋解体には重機使用	・夏～秋季を中心に発生（集中豪雨や台風時期） ・腐敗、悪臭及び汚水を発生 ・浄化槽が浸水するとブローアーの故障などで浄化槽機能が損なわれる場合が多い
組成の違い	・大型ごみが大量に発生 ・処理困難物などが発生 ・倒壊家屋解体は、大量のコンクリートがら、木くずが発生	・木くずや大型ごみ（家具など）が大量に発生 ・水分を含んだ畳や土砂付着家具などが大量に発生 ・大量の生木、流木が混入

1-6 災害廃棄物処理の基本方針

(1) 予防対策の推進

災害時に発生する膨大な廃棄物を適切かつ円滑に処理するために、県、県内市町村、業界団体などとの連携による協力・支援体制を整備する。また、災害廃棄物をできるだけ削減するために、市民及び事業所に対する啓発などを推進する。

(2) 応急対策の推進

発災時の組織体制及び連絡体制のもと、直ちに被害状況を把握し、収集運搬、処理及び処分の実施方法を定めるなど安定した処理体制を整備する。

(3) 計画的な処理の推進

災害廃棄物は、災害発生後から時間の経過とともに発生量や質が大きく変動することが予測されることから、時間的区分を想定した上で、計画的な処理体制を整備し、円滑な処理を推進する。

(4) 環境保全及びリサイクルに配慮した処理の推進

災害廃棄物の処理に際しては、可能な限り環境の保全や資源の有効活用に配慮し、再生資材にリサイクルすることで、災害廃棄物の処理・処分量を削減する。

(5) 安全作業の確保

災害時のごみ処理業務は、通常業務に対応しつつ膨大な量の災害廃棄物を短期間で処理する必要があり、作業量の増加や不慣れな廃棄物の処理作業など、職員及び作業員に対して多大な負担となることが予測されるため、健康管理及び作業の安全性を確保する。

1-7 災害廃棄物等処理の基本的な流れ

(1) 災害廃棄物（し尿を除く。）の処理に係る基本フロー

災害廃棄物（し尿を除く。この項において同じ。）の処理に係る基本フローを図 1-7-5 に示す。

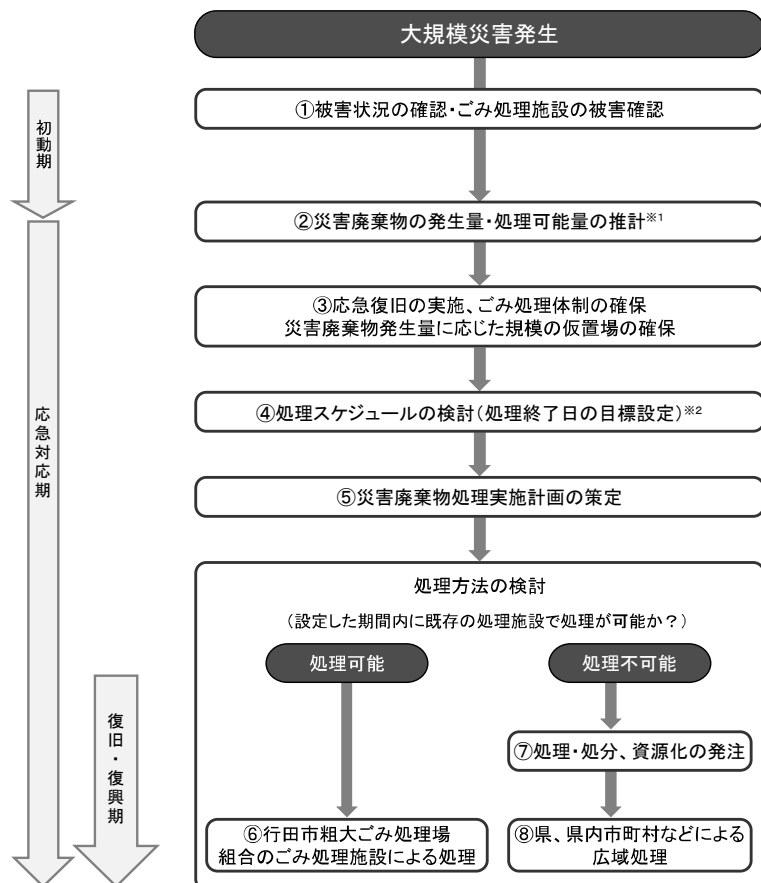
発災後、安全が確認でき次第、直ちに行田市粗大ごみ処理場の被害状況を確認するとともに、鴻巣行田北本環境資源組合に対しごみ処理施設の被害状況の確認を行う。

各ごみ処理施設の緊急点検結果に基づき、被害状況の把握と応急復旧を実施し、ごみ処理体制を整備する。

災害対策本部が集計した家屋の被害状況を用いて、災害廃棄物の発生量を推計し、この推計結果に応じた規模の仮置場に、被災現場から災害廃棄物を速やかに運搬する。

また、被害の状況と災害廃棄物の量、災害廃棄物処理の基本方針、災害廃棄物の処理方法などを整理した災害廃棄物実施計画を策定する。

災害廃棄物発生量が処理可能量を大幅に上回る場合などは、県、県内市町村、業界団体などに応援要請を行い、設定したスケジュール内に処理及び処分が完了できるような体制を整備する。



※1 処理計画で推計した発生量・処理可能量を、実際の被害状況を基に再推計

※2 阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、建物の解体が約2年、災害廃棄物の処理が約3年のスケジュールで行われた。

図 1-7-5 災害廃棄物等（し尿を除く。）の処理に係る基本フロー

(2) 災害発生時のし尿などの処理に係る基本フロー

し尿などの処理に係る基本フローを図 1-7-6 に示す。

し尿などは平常時と同様の処理体制で処理を行うものとする。

発災直後は、一時的にし尿などの収集や搬入の制限を行い施設などの点検を実施する。点検の結果、問題が確認されない場合は速やかに平常時の処理体制で処理を行うものとする。

点検の結果、処理能力が不足するもしくは対応が困難な場合には、県、県内市町村、業界団体などに応援要請を行い、設定したスケジュール内に処理が完了できるような体制を整備する。

また、発災時には上下水道の被害状況や避難所の開設状況に応じて、仮設トイレを適宜設置する。

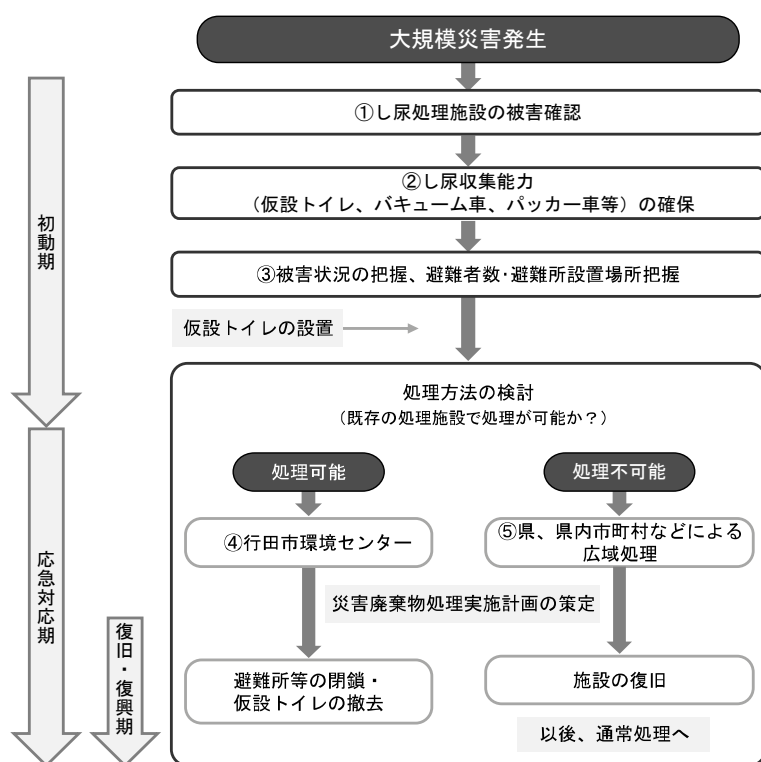


図 1-7-6 災害発生時のし尿などの処理に係る基本フロー

2 組織体制

発災直後の非常参集などの配備体制と業務は、市防災計画で定めるとおりとする。
市防災計画で示された災害廃棄物処理に係る関連部署の主な業務を表 2-1 に示す。

表 2-1 各担当の主な業務

部	班	事務分掌
市民生活部	総務班 (防災安全課)	・ 本部長の指令伝達に関すること。 ・ 本部の開設及び閉鎖に関すること。 ・ 本部の庶務に関すること。 ・ 自衛隊及び緊急消防援助隊の応援要請及び連絡に関すること。 ・ 上部機関に対する被害状況報告に関すること。 ・ 災害時における交通機関との連絡調整に関すること。 ・ 災害時における交通規制及び交通途絶時における交通応急対策に関すること。 ・ <u>仮置場の選定に関すること。</u>
環境経済部	防疫班 (環境課)	・ <u>し尿処理施設の被害調査及び応急措置に関すること。</u> ・ <u>下水道処理班との連携による仮設トイレの設置に関すること。</u> ・ 防疫活動に関すること。 ・ 災害時の消毒に関すること。 ・ 動物愛護に関すること。
	廃棄物処理班 (環境課)	・ <u>ごみ処理施設の被害調査及び応急措置に関すること。</u> ・ <u>被害地域の廃棄物処理及び応急清掃に関すること。</u> ・ <u>市民の生活環境の保全に関すること。</u>
都市整備部	下水道処理班 (下水道課)	・ <u>防疫班との連携による仮設トイレの設置に関すること。</u> ・ 下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。 ・ 市下水道排水設備指定工事店との連絡調整に関すること。
建設部	土木対策班 (道路治水課)	・ <u>道路障害物の除去に関すること。</u> ・ 雨量の測定に関すること。 ・ 道路、橋りょう、河川など土木関係被害の調査に関すること。 ・ 道路、橋りょうなどの応急復旧に関すること。

注) 下線部は本計画に関連する事務内容。

出典：行田市地域防災計画（平成 30 年 2 月）を一部編集

3 災害廃棄物処理

3-1 発生量の推計

地震被害による災害がれき類の発生量推計値を表 3-1-1 に示す。

関東平野北西縁断層帯地震による災害がれき類の発生量推計値は、251,948 t となり、本市のごみ排出量 29,890 t（平成 27 年度一般廃棄物実態調査）の約 8 年分に相当する。

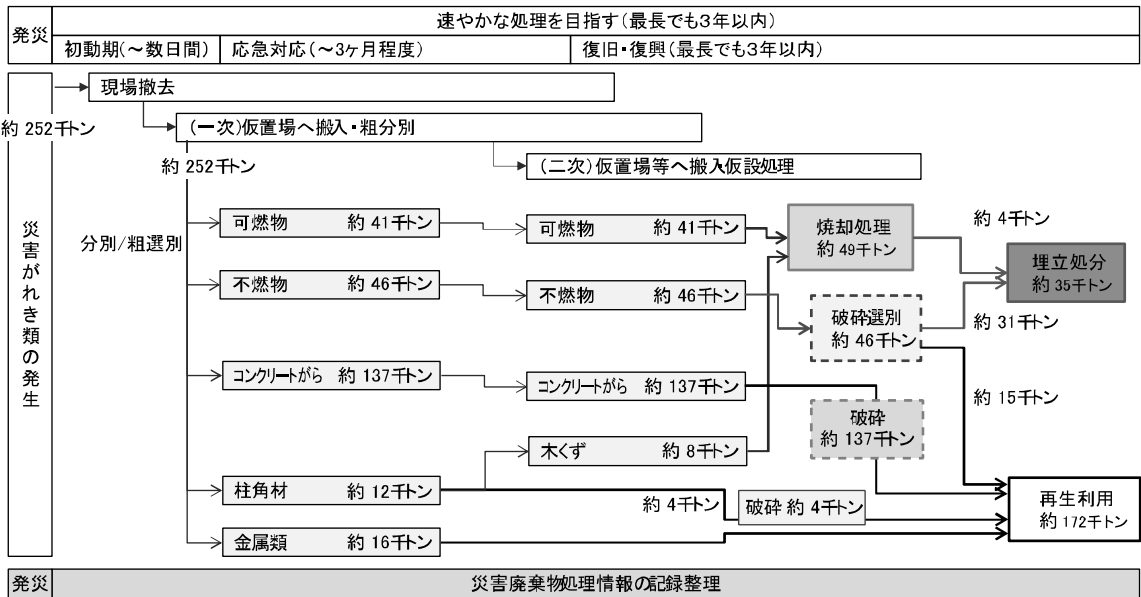
表 3-1-1 災害がれき類発生量推計値

種 類	関東平野 北西縁断層帯地震	利根川氾濫	荒川氾濫
合 計	251,948t	108,193t	117,381t
可燃物	41,081t	41,762t	45,309t
不燃物	45,828t	9,846t	10,682t
コンクリートがら	136,714t	4,652t	5,047t
金属類	16,008t	2,813t	3,052t
柱角材	12,317t	18,176t	19,720t
危険物・有害物	—	541t	587t
思い出の品・貴重品	—	108t	117t
廃家電	—	2,056t	2,230t
土砂	—	28,238t	30,636t

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月 埼玉県）

3-2 処理フロー

関東平野北西縁断層帯地震による災害がれき類の発生量推計結果に基づく処理フローを図 3-2-1 に示す。災害がれき類には、コンクリートがらなど、本市や鴻巣行田北本環境資源組合では処理が困難な物も多いため、県や業界団体などに応援要請を行い、適正に処理する。



※端数処理のため処理量は一致していない。
※焼却処理後の焼却灰等は全量埋立処分することを想定して作成した。

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月 埼玉県）を編集

図 3-2-1 災害がれき類処理フロー

3-3 仮置場

(1) 仮置場必要面積の算出

表 3-1-1 で推計された災害がれき類の発生量から求めた仮置場の必要面積を
表 3-3-1 に示す。

表 3-3-1 仮置場必要面積

区 分	発生量 (t)	発生量 (m ³)	仮置場必要面積 (m ²)
関東北西縁断層帯	251,948	273,300	109,320
利根川氾濫	108,193	170,191	68,076
荒川氾濫	117,381	184,647	73,859

(2) 仮置場の運営

復旧及び復興の状況によっては、使用中の仮置場周辺での渋滞が常態化するおそれがあるので、渋滞解消策などを検討する。

使用中の全ての仮置場で環境モニタリングを継続して実施し、その結果を公表する。

腐敗性廃棄物を集積する場合は、優先的に処理を行い、悪臭や害虫が発生した場合には、消臭剤やシート被覆などの対応を実施する。

火災対策として、廃棄物の性状に応じ積み上げ高さの制限（5m以下）や堆積物間の距離の確保、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置などを実施するほか、定期的に温度計測を行う。また、火災発生時に備えて消火機材を設置するなど、初期消火体制を整える。

その他、仮置場の運営にあたっての留意事項については、「廃棄物分別・処理実務マニュアル」（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）で詳しく記述されているが、仮置場運営のポイントは次のとおりである。

① 搬入・搬出管理

災害廃棄物の作業効率を高め、更に不法投棄を防止するために、正確で迅速な搬入・搬出管理を行う。

また、その後の処理量やコストを見積もる上でも、量や分別に対する状況把握を日々行う。

② 仮置場の安全管理

作業員は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、アスベストの排出に備え、必ず防じんマスク及びメガネを着用する。靴については、破傷風の原因となる釘なども多いため、安全長靴をはくことが望ましいが、入手困難な場合、長靴に厚い中敷きを入れるなどの工夫をする。

③ 仮置場の路盤整備

仮置場の路盤について、特に土（農地を含む）の上に集積する場合、散水に伴う建設機械のトラフィカビリティーを確保するため、仮設用道路などに使う「敷鉄板」（基本リース品）を手当する。また、水硬性のある道路用鉄鋼スラグ（HMS）を路盤として使用することもできる。

④ 搬入路の整備

アクセス・搬入路については、大型車がアクセスできるコンクリート、アスファルト、砂利舗装された道路（幅 12m 程度以上）を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。

なお、発生した災害廃棄物は、事後の復旧を考慮した上で浸水地区への仮設道路の路盤材として使うことも可能である。

（３）仮置場で受け入れる災害廃棄物及び仮置場の配置例

仮置場で受け入れる災害廃棄物及び仮置場の配置（レイアウト）例を図 3-3-1 に示す。

仮置場に個人や事業者が災害廃棄物を搬入する場合には、災害廃棄物であることを確認するために、罹災証明や発生場所などについて確認を行い、通常的生活ごみや事業系ごみ、産業廃棄物などの「便乗ごみ」の搬入を防止する措置を講じる。

また、石綿含有廃棄物、P C B 廃棄物、農薬、毒劇物などの危険物及び有害物は、仮置場への搬入を禁止する。

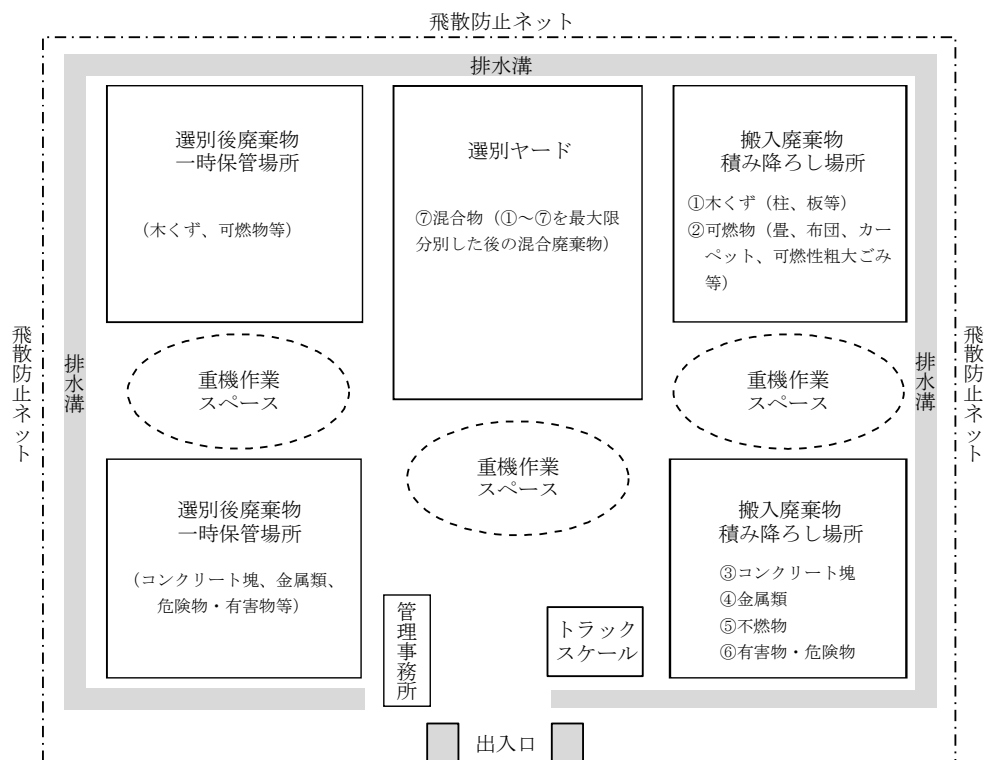


図 3-3-1 仮置場のレイアウト例

3-4 有害物及び危険物への対策

災害発生時には、水質汚濁防止法施行令などによる特定施設・事業所や有害物・危険物の保管リストをもとに、有害性物質などを含む廃棄物の流出や飛散などがないか事業所などへ確認を行う。

万が一、流出や飛散などが確認された場合は、爆発や火災などの事故を未然に防ぐために、事業者には調査を指示するとともに速やかな回収、適切な処理及び処分を求める。

3-5 災害がれき類以外

(1) 仮設トイレ及びし尿の収集

① 仮設トイレの設置

仮設トイレを設置した場合には、速やかに設置場所などについて防災行政無線や広報車などにより広報を行う。

② 仮設トイレの管理

仮設トイレの管理については、必要な消毒剤や消臭剤などの散布機器を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。特に避難所などにおいて、仮設トイレが不衛生であると、避難者がトイレを我慢するために水分や食事を控えてしまい、栄養状態の悪化や脱水症状、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）などの健康障害による、いわゆる震災関連死の原因ともなりかねない。このため、仮設トイレの設置に際しては、要配慮者及び女性へ配慮し、衛生面だけでなく安心して利用できるし尿処理体制を整備する。

③ し尿の収集

災害時においても、計画収集世帯の収集作業は平常どおり行うことを基本とする。

避難所の仮設トイレは、設置数や避難者数などの利用状況に応じて優先順位を決定し、収集作業を実施する。

また、災害により上下水道施設が被害を受け、水洗便所の使用ができなくなった場合は、建物などの被害状況以上に仮設トイレなどの利用者が増加し、避難所の収容人数に基づくし尿発生量を大きく上回る汲み取りし尿が発生する。その場合、県、県内市町村、業界団体などに要請し、緊急を要する地域から速やかにし尿の収集及び運搬を実施する。

(2) 避難所ごみ

市内の避難所一覧と避難所ごみの発生量推計値を表 3-5-1 に示す。

避難所ごみの分別は、平常時の家庭ごみの分別・排出区分を基本とするが、被災状況や避難所ごみの発生状況により適宜区分の見直しを行う。

収集・運搬作業は、一般廃棄物収集運搬許可業者に要請し、被害状況や避難所の状況に応じて、避難所ごみの収集及び運搬を実施する。適切な収集・運搬体制が確保できない場合には、県、県内市町村、業界団体などへ応援要請を行い、適切な収集・運搬体制を整備する。

また、道路交通の途絶・渋滞や集積所破損などから通常の収集・運搬ルートの利用が困難な場合には、必要に応じて収集可能な場所に仮設集積所を設置する。仮設集積所を設置した場合は、速やかに防災行政無線や広報車などを用いて市民に周知を行う。

表 3-5-1 避難所一覧と避難所ごみ発生量

No.	施設名	所在地	電話番号	指定緊急避難場所			収容可能 面積	収容 人数	指定 避難所	避難所ごみ 発生量* (kg/日)
				地震	水害					
					利根川	荒川				
1	中央小学校	本丸 7-20	554-5551	◎	◇	◇	620 m ²	380 人	○	271
2	忍中学校	本丸 18-6	554-9371	◎	◇	◇	1,467 m ²	890 人	○	635
3	市役所駐車場	本丸 2-5	-	◎			5,000 m ²			－
4	市民プール駐車場	本丸 3-5	-	◎			4,800 m ²			－
5	産業文化会館駐車場	本丸 2-20	-	◎			3,000 m ²			－
6	商工センター	忍 2-1-8	553-0510	◎	◎	◎	1,482 m ²	900 人	○	642
7	コミュニティセンターみずしろ	本丸 5-10	554-6797	◎	◇	◇	639 m ²	390 人	○	278
8	中央児童公園	中央 6-1	-	◎			1,300 m ²			－
9	南小学校	佐間 1-25-4	554-5555	◎	◇	◇	770 m ²	470 人	○	335
10	婦人ホーム	向町 5-3	-	◎			220 m ²	130 人	○	93
11	行田中学校	佐間 3-3-8	554-9196	◎	◎	◇	1,429 m ²	870 人	○	620
12	忍・行田公民館	佐間 1-22-11	556-8674	◎	◇	◇	790 m ²	480 人	○	342
13	佐間公民館	佐間 3-1-37	553-1478	◎	◎	◇	290 m ²	180 人	○	128
14	シルバー人材センター	旭町 13-24	556-5221	◎			174 m ²	100 人	○	71
15	男女共同参画推進センター	佐間 3-23-6	556-9301	◎	◇	◇	219 m ²	130 人	○	93
16	向町公園	向町 7-29	-	◎			3,000 m ²			－
17	持田公民館	城西 5-9-26	553-1415	◎	◇	◇	380 m ²	230 人	○	164
18	西小学校	持田 3-5-9	554-5554	◎	◇	◇	792 m ²	480 人	○	342
19	西中学校	持田 600	553-1434	◎	◇	◇	907 m ²	550 人	○	392
20	城西公園	城西 3-14	-	◎			4,000 m ²			－
21	星河公民館	谷郷 2082	553-1417	◎	◇	◇	295 m ²	180 人	○	128
22	北小学校	和田 94-1	554-5521	◎	◇	◇	490 m ²	300 人	○	214
23	県立進修館高等学校	長野 1320	556-6291	◎	◇	◇	1,419 m ²	860 人	○	613
24	総合体育館	和田 1242	553-3377	◎	◇	◇	5,048 m ²	3,060 人	○	2,182
25	総合公園	和田 1165	-	◎			149,000 m ²			－
26	太井公民館	棚田町 1-58-10	553-0766	◎	◎		343 m ²	210 人	○	150
27	泉小学校	持田 70	553-3181	◎	◇	△	642 m ²	390 人	○	278
28	門井球場	門井町 2-23	-	◎			12,800 m ²			－
29	清水町公園	清水町 11	-	◎			2,900 m ²			－
30	鶴土井公園	門井町 3-8	-	◎			200 m ²			－
31	姥里山公園	姥里山 12-1	-	◎			2,000 m ²			－
32	棚田中央公園	棚田町 1-2	-	◎			8,500 m ²			－
33	東小学校	長野 2-26-8	554-5553	◎	◇	◇	774 m ²	470 人	○	335
34	長野中学校	桜町 2-1-55	554-2240	◎	◇	◇	1,478 m ²	900 人	○	642

No.	施設名	所在地	電話番号	指定緊急避難場所			収容可能 面積	収容 人数	指定 避難所	避難所ごみ 発生量* (kg/日)
				地震	水害					
					利根川	荒川				
35	県立進修館高等学校 (旧工業高校)	長野 1354	554-2811	◎	◇	◇	910 m ²	550 人	○	392
36	桜ヶ丘小学校	長野 1880	554-0681	◎	◇	◇	648 m ²	390 人	○	278
37	桜ヶ丘公民館	長野 1812-1	556-6500	◎			317 m ²	190 人	○	135
38	長野公民館	長野 1-4-8	553-1414	◎	◇	◇	395 m ²	240 人	○	171
39	県立行田特別支援学校	長野 4235	554-3302	◎	◇	◇	486 m ²	290 人	○	207
40	県立総合教育センター	富士見町 2-24	556-6164	◎	◇	◇	1,170 m ²	710 人	○	506
41	富士見公園	富士見町 1-15	-	◎			20,000 m ²			—
42	富士見児童交通公園	富士見町 2-9	-	◎			5,500 m ²			—
43	荒木公民館	荒木 1111	557-3506	◎		◎	243 m ²	150 人	○	107
44	荒木小学校	荒木 1606	557-2183	◎	◇	◎	388 m ²	240 人	○	171
45	見沼中学校	荒木 4892	557-2181	◎	◎	◎	1,202 m ²	730 人	○	521
46	須加小学校	須加 4586	557-2185	◎	◎	◎	653 m ²	400 人	○	285
47	須加公民館	須加 4650-2	557-3507	◎	◎	◎	205 m ²	120 人	○	86
48	見沼元坎公園	須加 3792	-	◎			17,000 m ²			—
49	北河原小学校	北河原 1517	557-0134	◎	△	◎	398 m ²	240 人	○	171
50	北河原公民館	北河原 1378	557-3508	◎		◎	186 m ²	110 人	○	78
51	総合福祉会館	酒巻 1737-1	557-5400	◎	◇	◎	4,125 m ²	2,500 人	○	1,783
52	南河原小学校	南河原 782	557-0033	◎	◇	◎	666 m ²	400 人	○	285
53	南河原中学校	南河原 1081	557-0131	◎	◇	◎	1,293 m ²	780 人	○	556
54	南河原公民館	南河原 869	557-3188	◎		◎	480 m ²	290 人	○	207
55	馬見塚公園	馬見塚 540	-	◎			2,200 m ²			—
56	犬塚農村公園	犬塚 1460	-	◎			1,100 m ²			—
57	埼玉小学校	埼玉 4610-2	559-1000	◎	◇	◇	470 m ²	280 人	○	200
58	埼玉中学校	埼玉 4143-1	559-4204	◎	◎	◇	559 m ²	340 人	○	242
59	埼玉公民館	埼玉 4600	559-0047	◎	◎	◇	188 m ²	110 人	○	78
60	さきたま古墳公園	埼玉 4834	-	◎			265,000 m ²			—
61	星宮小学校	上池守 47	556-5555	◎	◇	◇	540 m ²	330 人	○	235
62	星宮公民館	上池守 46	554-9963	◎			184 m ²	110 人	○	78
63	下忍小学校	下忍 2451	556-2404	◎	◎	◇	653 m ²	400 人	○	285
64	下忍公民館	樋上 214	553-1418	◎	◎		169 m ²	100 人	○	71
65	太田公民館	下須戸 971	559-4299	◎	◎	◎	283 m ²	170 人	○	121
66	太田西小学校	小針 3521	556-2997	◎	◇	◇	734 m ²	440 人	○	314
67	太田東小学校	真名板 955	559-3810	◎	◇	◇	540 m ²	330 人	○	235
68	太田中学校	下須戸 1164-1	559-3545	◎	◇	◎	532 m ²	320 人	○	228
69	地域文化センター	真名板 1173-2	559-3051	◎	◎	◎	204 m ²	120 人	○	86
70	地域交流センター	下須戸 629	559-1399	◎			285 m ²	170 人	○	121
71	古代蓮の里	小針 2375	-	◎			140,000 m ²			—
72	水城公園	水城公園	-	◎			103,000 m ²			—

◎＝全階使用可能

◇＝2 階以上使用可能

△＝3 階以上使用可能

※ 避難所ごみ一人 1 日あたりの排出量は、平成 27 年度の燃やせるごみの値（713.1g/人・日）を用いて計算した。

出典：行田市地域防災計画（平成 30 年 2 月）

(3) 家庭ごみ

災害規模や道路などの被災状況などに応じて、分別区分や排出場所を変更する場合は、速やかに防災行政無線や広報車などを用いて市民に周知を行う。

また、平常時の収集・運搬体制が確保できない場合には、県、県内市町村、業界団体などへ応援要請を行い、適切な収集・運搬体制を整備する。

阪神・淡路大震災では、神戸市の粗大ごみを除く家庭ごみの発生量に大きな増減はなかったが、粗大ごみの排出量は、発災後3ヶ月間では3倍以上、1年間を通して約1.7倍に増加したことから、本市でも粗大ごみの発生量が同様に増加すると考える。

このため、大規模災害が発生した場合は、通常の収集・運搬体制では対応困難となることが想定されるため、被害規模に応じて臨時に粗大ごみの収集や仮置場への持ち込みにより対応する。

3-6 貴重品・思い出の品など

(1) 基本的事項

がれき類の搬出時や建物の解体時、仮置場での分別作業時やボランティアによる片付け作業時に、表3-6-1に示すような貴重品や思い出の品が発見され、所有者が判明している場合には速やかに所有者に引き渡すが、所有者が不明の場合は、警察への引き渡し、もしくは本市で保管及び管理する。

表 3-6-1 貴重品及び思い出の品の例

区 分	事 例
貴重品	株券、金券、商品券、古銭、貴金属、財布、通帳、ハンコ、貴金属類など
思い出の品	位牌、アルバム、卒業証書、賞状、手帳、成績表、写真、パソコン、HDD、メモリーカード、携帯電話、ビデオカメラ、デジカメなど

(2) 回収、保管、管理及び閲覧時の留意点

貴重品や思い出の品などの回収、保管、管理及び閲覧時の留意点を以下に示す。

- ✓ 拾得物としての届出や所有者確認の手懸かりとなるので、発見場所や発見日時、特徴などを記して、タグや袋などで品毎に区分する。
- ✓ 金品などの貴重品については、その日毎に本市職員が拾得物として警察へ引き渡す。なお、その際の拾得者は職員個人ではなく、本市とする。
- ✓ 思い出の品については、土や泥がついている場合は、破損に注意しつつ洗浄、乾燥してから、期限を定めて保管及び管理する。
- ✓ 発見場所や特徴などの情報がわかる管理リストを作成し、公開・閲覧を行い引き渡しの機会を作り、できるだけ所有者や関係者へ返却する。
- ✓ 管理リストの公開・閲覧や保管及び返却の際には十分な配慮を行う。

4 市民などへの情報伝達・発信及び広報・啓発

4-1 情報伝達・発信など

発災直後は、緊急情報（危険物・有害物の情報）に限って発信する。

発災翌日以降からは、避難所の場所とともに仮設トイレ設置場所、災害廃棄物や被災に伴う粗大ごみの分別・収集体制を避難者や住民に周知する。

ただし、仮置場の設置及び運営体制が整備できるまでは、市民に対し廃棄物はできるだけ自宅保管を依頼し、安易に集積所、公園、道路上などへ積み上げることがないように周知する。

危険物及び有害物の漏洩などが判明した場合は、速やかに周辺地域住民や関係機関などに立ち入り禁止区域などを周知する。

災害廃棄物の収集が本格化し始めたら、より具体的な情報を提供する。

対応時期毎の発信方法や発信内容などを表 4-1-1 に示す。

表 4-1-1 時間経過と情報発信

対応時期	発信方法	発信内容	留意事項
初動期	・市役所、公民館、避難所などの掲示板への貼り出し ・本市のホームページ ・マスコミ報道（基本、災害対策本部を通じた記者発表の内容）	・有害物及び危険物の取り扱い ・家庭ごみやし尿及び浄化槽汚泥などの収集体制 ・問い合わせ先 など	・被害状況、避難所などの優先情報の阻害や、混乱を招かないように配慮する。 ・Q&A 集などを作成し、情報の一元化に努める。 ・どの時期にどの情報を伝えるか、大まかなロードマップを作成する。
応急対応期	初動時の発信方法に以下の方法を追加する。 ・広報宣伝車 ・防災行政無線 ・回覧板 ・自治体や避難所などでの説明会	・仮置場への搬入 ・被災自動車などの確認 ・被災家屋の取り扱い ・倒壊家屋の撤去などに関する具体的な情報（対象物、場所、期間、手続きなど） など	・仮置場の位置や搬入時間、搬入車両制限などは、具体的に情報を発信する。 ・写真やイラストを用い、誰にでもわかりやすい分別の手引きを作成する。
復旧・復興期	初動時及び応急対応の発信方法に同じ。	・全体の処理フロー、処理・処分先などの最新情報 など	・仮置場への搬入に関して、通行禁止や不可ルートなどを明示し、円滑に処理できるよう住民及び事業者に対して協力を要請する。

4-2 啓発活動

災害廃棄物の適正且つ迅速な処理をすすめるためには、本市による備えだけでなく、市民や事業者の協力や日頃の備えが必要である。このため、平常時において以下の点について広報活動を通じ、啓発を行う。

- ✓ 災害時においても平常時と同様に分別及び排出が徹底されるようにするための、平常時におけるごみの分別マナーなど環境意識の向上
- ✓ 断水時でも水洗トイレが利用できるようにするための、風呂水などの汲み置きによる備え
- ✓ 災害廃棄物そのものの発生を抑制するための、家具の固定や家屋の耐震化などの防災対策
- ✓ 災害廃棄物の収集・運搬の障害物を防止するための、ブロック塀の倒壊防止対策や屋外危険物の撤去

行田市災害廃棄物処理計画 概要版

発行年月：平成 30 年 3 月

発 行：行田市

編 集：行田市環境経済部環境課

〒361-0031

埼玉県行田市緑町 13-12

電 話 048 (556) 9530

F A X 048 (553) 0792

U R L <http://www.city.gyoda.lg.jp>